

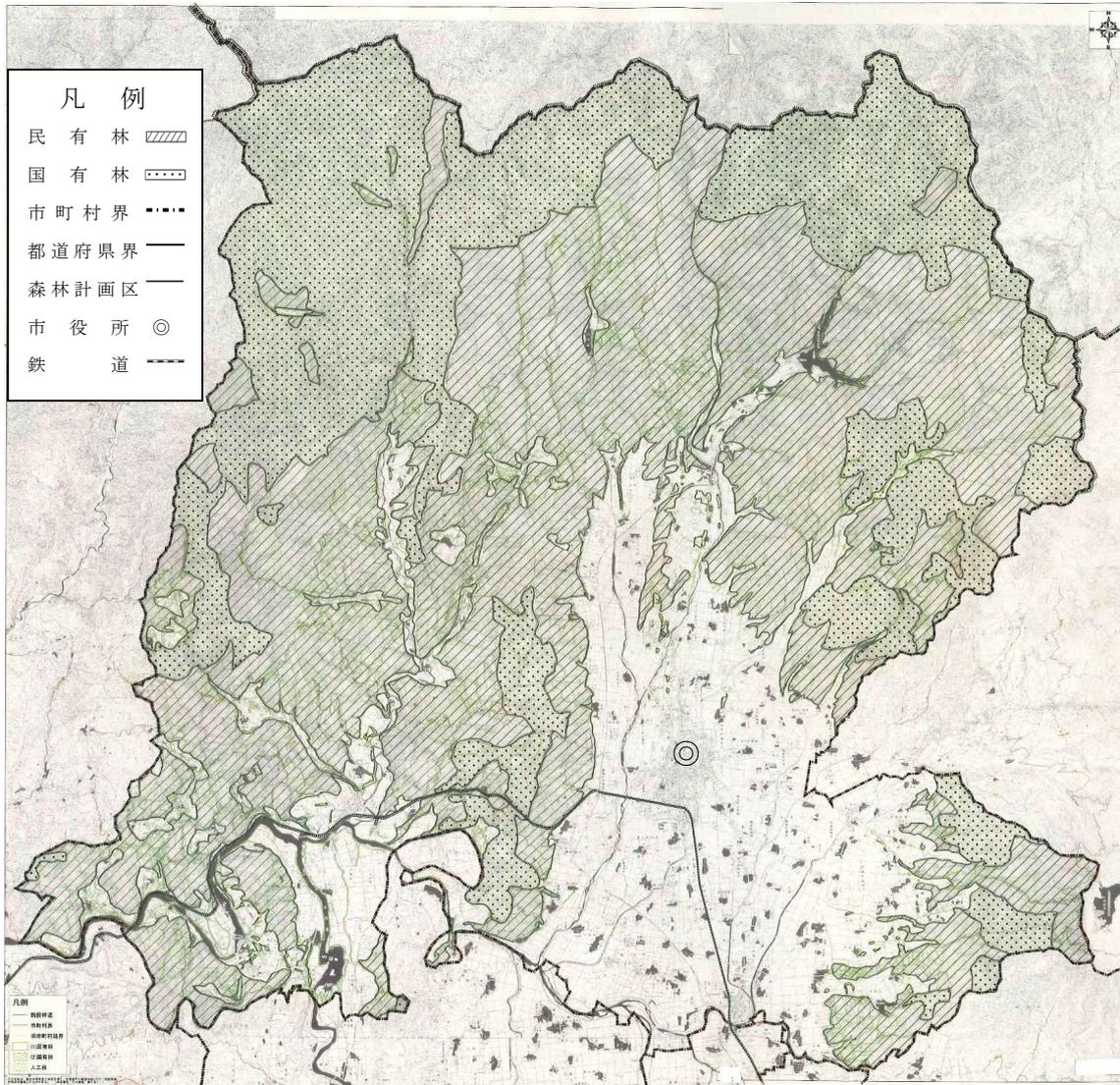
喜多方市森林整備計画 (令和5年度変更)

計画期間 自 令和4年 4月 1日
至 令和14年 3月 31日

福 島 県

喜 多 方 市

市町村位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	6
1	森林整備の現状と課題	6
2	森林整備の基本方針	6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	16
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	19
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	19

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ ・ 19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ ・ 20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ ・ 20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	・ ・ ・ 20
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ 20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ ・ 21
3	作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 21
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 23
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ 24
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ ・ 24
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ ・ 24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 24
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 25
III	森林の保護に関する事項	・ ・ ・ 25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ 25
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・ ・ ・ 25
2	その他必要な事項	・ ・ ・ 25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ 26
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・ ・ ・ 26
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	・ ・ ・ 26
3	林野火災の予防の方法	・ ・ ・ 26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ ・ 26
5	その他必要な事項	・ ・ ・ 26
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ ・ 28
1	保健機能森林の区域	・ ・ ・ 28
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ ・ 28
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 28
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 28
V	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ 28

1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ 28
2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ 29
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ 29
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ 30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ 30
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・ ・ ・ 30
7	その他必要な事項	・ ・ ・ 31

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は福島県西部、会津盆地の北部に位置し、東経 139 度 52 分、北緯 37 度 38 分に位置し、北西部には東北のアルプスとして名高い飯豊連峰がそびえ、東には雄国山麓が裾野を広げ、南には阿賀川が西に貫流しており、その支流をなす濁川、押切川、姥堂川、一ノ戸川など、その豊かな水利は農業に適した肥沃な土壌を形成している。

本市には、雄国山、飯森山、楯峰、飯豊連峰など 1000m を超える山々があり、傾斜が急峻となっている。また、喜多方地区から山都地区にかけてやや低い丘陵地が連なり、300m～500m 級の山が続いている。

本市の森林面積は 38,545ha であり、本市総面積の 67%あまりを占めている。そのうち、私有林面積は 24,240ha で森林全体の 64%となっており、私有林の割合が高くなっている。

私有林のうち、人工林についてみると、5,766ha であり人工林率は県平均 36%を下回る 24%となっている。また人工林の 3 割近くが 35 年生から 50 年生以下の利用間伐が可能な森林となっており、そこから生産される木材の利活用が課題となっている。

本市では、積雪が多いことや急峻な地形などの要因だけでなく、森林所有面積が 5 ha 以下の零細林家が多く、所有形態が小規模で森林所有者単独による森林経営が困難なこと、林業従事者の減少や高齢化、世代交代による森林境界の不明確化、木材価格の低迷による林業採算性の低下など、林業を取り巻く情勢は厳しい一方で、世界的な木材需要の増加、木質バイオマスのエネルギー利用や C L T などによる木材利用の拡大に対する期待も高まっており、地域資源である木材の安定的な供給が求められている。

また、これと併せて国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、保健休養など、森林の公益的機能の効果的な発揮も求められており、これら森林に対する多様な要請に応えられる森林施業を展開していくことが必要である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ・・・下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
 - イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
 - ・・・下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
 - ウ 快適環境形成機能維持増進森林
 - ・・・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
 - エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林
 - ・・・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等の憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林又は原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林
 - オ 木材等生産機能維持増進森林
 - ・・・林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

- ・・・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力を活用した施業を推進する。また、集水区域やダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

- ・・・災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

- ・・・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大

気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

- エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林
 - ・・・市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。
- オ 木材等生産機能維持増進森林
 - ・・・木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林の所有形態については、小規模となっていることから、一所有者での個人的施業だけでなく、安定的な林業経営の確立に向けて、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等が地域林業の担い手として「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界情報の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	アカマツ・	カラマ	その他	クヌギ	広葉樹	広葉樹

		クロマツ	ツ	針葉樹		(用材)	(その他)
市内一円	45年	45年	45年	55年	15年	65年	20年

(注1) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

(注2) 広葉樹(その他)は、薪炭、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(注3) 伐採箇所が施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域に該当する場合は、その根拠資料等をもとに市の林務担当課又は林業普及指導員等と協議の上、伐期齢を定めるものとする。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林等の構成を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が原則として30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては原則として40%以下)の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

本市には、木材加工施設が整備されていることを踏まえ、未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、カラマツ、アカマツ等
広葉樹	キリ、エンジュ、クヌギ、ナラ類、クリ類、ケヤキ、ブナ、ウルシ等

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の林務担当課又は林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	1,500~2,500	
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500~2,500	
キリ	500	
その他広葉樹	1,500~6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、市の林務担当課は林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け予定地の雑草木・ササ類等の植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○植付け地点を中心に周囲60~70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取り除き、30~40cm四方、深さ25~30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

人工造林については、上記の表による標準的な方法によるもの

のほか、状況に応じて、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

針葉樹	アカマツ、モミ等、
広葉樹	クヌギ、ナラ類、ブナ、ケヤキ、カエデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ、ウルシ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時点の期待成立本数は、1ha当たり概ね10,000本とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に

	優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。
--	--

<p><立木度></p> <p>幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。</p>	
立木度	$= \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、市の林務担当課又は林業普及指導員等と相談の上、補助作業を行うなど適切な天然更新を図るものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更

新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

松くい虫等の森林病害虫被害に対応するため、抵抗性品種の導入を推進するものとする。

また、都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	2,500	16	23	30	40		選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合、風雪害	
アカマツ	5,000	17	21	26	32	39		
カラマツ	2,500	16	23	30	40			

		造林木を通直に育てるため、雪解け後直ちに行うものとする。
つる切り	スギ アカマツ カラマツ	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間でつる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	スギ アカマツ カラマツ	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
枝打ち	スギ	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利、病虫害の発生予防等を考慮して行う。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、主伐はスギ及びその他の樹種 80 年、ヒノキ 90 年とする。

(1) 施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6 年生（春植え）～7 年生（秋植え）まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの 2～3 齢級（6～15 年生）林分で被害率 30% 以上で実施
除伐	3～4 齢級（13 年生、18 年生）で 1 回（雑木の繁茂が著しい場所にあつては 2 回）実施
枝打ち	スギ・ヒノキの 3～4 齢級を 4 m 以内で 1 回実施
保育間伐	5～7 齢級（30 年生）の林分を対象に間伐率 30% で 1 回実施
利用間伐	8 齢級以上（40 年生、50 年生、65 年生）の林分を対象に間伐率 30% で 1 回実施

上記 1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期 5 年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

またこの場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	アカマツ・ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2の とおり	55年	55年	55年	65年	25年	75年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法による森林の区域については別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を標準とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	アカマツ・ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2の とおり	90年	90年	90年	110年	30年	130年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形が、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等の地表流下水若しくは地中水の集中流下する部分を

持っている箇所、地質が、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

- ② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

森林が有する公益的機能に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林業従事者以外の森林所有者や本市に在住しない森林所有者等が自ら森

林施業できない場合は、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地域における合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度についてあらかじめ明確にするなど、森林の施業又は経営の受託が円滑に進むよう留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は、所有面積が5ha未満の小規模所有が大部分であり、分散的であるため、森林整備や木材の生産性向上の阻害要因となっている。このため、森林施業を計画的・重点的に行うために市、森林組合、林業事業体、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備し、長期的な施業の委託や森林経営の委託を進め、共同化を図っていくこととする。

また、民有林と国有林が隣接した箇所においては、民有林と国有林で連携して森林整備を行う「森林共同施業団地」の設定や、林産物の安定供給システムによる販売を推進し、国有林と民有林の共同に

よる効率的な森林施業や林産物の安定供給体制の構築を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、森林組合、林業事業体、森林所有者等が地域における合意形成や森林所有者等へ森林整備に関する普及啓発活動を推進するほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入など、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林について、経営管理を実施する森林経営管理制度を活用する。

5 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	23以上	62以上	85以上
	(架線系作業システム)	23以上	2以上	25以上
	(車両系作業システム)	16以上	44 (34) 以上	60 (50) 以上

急傾斜地 (30° ~ 35°)				
	(架線系作業システム)	16以上	4〈0〉以上	20〈15〉以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5以上		5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における露孟密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
喜多方②	3211.74	大楚々木	1,800	①	

(注) 区域は、V1(1)に定める区域に基づく。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流失の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動 車道	林道	熊倉町	北塩原・磐 梯	1,327m	714 (251)	○	②	
開設 (新設)	自動 車道	林道	山都町	山都	1,900m	1,966 (468)	○	⑭	

開設 (改築)	自動車道	林道	塩川町	金橋	2,622m	118		⑮	
開設計					5,849m				
拡張 (改良)	自動車道	林道	関柴町	楚々木	4,715m 1	1,137		⑯	
拡張 (改良)	自動車道	林道	熊倉町	雄国	11,325m 1	799 (406)		⑰	
拡張 (改良)	自動車道	林道	熊倉町	大窪2	2,419m 4	147		⑱	
拡張 (改良)	自動車道	林道	熱塩加 納町	小桧沢	50m 3	1,207 (97)		⑲	
拡張 (改良)	自動車道	林道	熱塩加 納町	五枚沢	500m 10	512 (405)		⑳	
拡張 (改良)	自動車道	林道	熱塩加 納町	野辺沢	30m 2	1,800 (806)		㉑	
拡張 (改良)	自動車道	林道	塩川町	中道地	200m 2	519 (235)		㉒	
拡張 (改良)	自動車道	林道	高郷町	漆窪	50m 1	148		㉓	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	熊倉町	大窪2	2,419m	147		㉔	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	慶徳町	舞台田	1,500m	69		㉕	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	熱塩加 納町	円田沢	1,600m	32		㉖	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	熱塩加 納町	横道	1,500m	48		㉗	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	早稲谷堂山	1,748m	127		㉘	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	大輪場一郷	2,770m	78		㉙	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	舟引枯山沢	2,217m	82		㉚	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	黒森向山	1,975m	150		㉛	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	沢口1号	1,465m	156		㉜	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	上林	2,448m	156		㉝	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	山都町	上藤沢廻戸	4,500m	190 (34)		㉞	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	高郷町	漆窪縄沢	1,500m	625		㉟	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	高郷町	大林	500m	53 <9>		㊱	
拡張	自動車道	林道	高郷町	深山	600m	48		㊲	

(舗装)	車道								
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	高郷町	漆窪	1,000m	148		㊥	
拡張計					47,031m				

※ () は国有林、< > は官公造林の面積で内数

注 1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄に () を付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
機械保管庫	谷地	200㎡	▽1	
機械保管庫	米岡	70㎡	▽2	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市では、林業就業者の高齢化が進み、また労働環境が劣悪であるというイメージから若者の魅力ある職場として認識されていないため、後継者が不

足している。また、労務状況については、季節雇用、臨時雇用など不安定就業者が多い状況である。

こうした中で地域林業の活性化に加え、適切な森林の維持・管理を図るためにも林業事業体等の事業量の安定的確保と規模の拡大など経営体質の強化を図り、さらに労働条件、労働環境の整備、社会保障制度の整備などを通じて、若者の新規参入を促進し、バランスのとれた林業労働力を確保することとする。

森林整備に当たっては、高性能林業機械などの林業機械を導入した生産システムを導入することにより、労働負荷の軽減を図るとともに、労働災害の防止を推進する。また、機械化に対応するための各種技術、技能の習得を図り、地域林業を担う中核的なリーダーの育成を図ることとする。

また、林業体験活動や自然観察をはじめとする森林環境教育を積極的に実施することにより、森林・林業に対する認識を深め、新規就業者の参入の促進を図るものとする。

森林経営に当たっては、特用林産物の生産など複合経営の導入に努め、安定した林業経営を維持することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜	チェーンソー 小型林内作業車	ハーベスタ フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー 小型集材機	チェーンソー プロセッサ タローヤーダ
造林 保育等	地拵え 下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	東桜ヶ丘	500 m ³	1				喜
製材工場	花園	1,500 m ³	2				喜
製材工場	南條	100 m ³	3				喜
製材工場	黒川	300 m ³	4				熱
簡易製材	広野	1,000 m ³	5				山

工場							
木工場	広野	1,000 m ³	5				山
漆団地	楚々木	0.70ha	6				喜
漆団地	川前	2.84ha	7				喜
漆団地	譲屋	9.33ha	8				喜
漆団地	大沢入	0.79ha	9				喜
木材チップ製造工場	山科	4,000 m ³	10		7,300 m ³		喜

4 その他必要な事項

本市は、全国的に有名な会津漆器の産地として知られており、伝統工芸的地場産業の一つとして発展している。このため、これまで植栽し、造成された漆団地の保育と更新による生産基盤の維持、掻き子の確保・養成により採取量の増加を図り、良質漆の安定供給体制の確立を図ることとする。

会津桐は、緻密・光沢・材色等が優れた良質な桐として知られているが、価格の低下により生産者の植栽・保育意欲が無くなりつつある。このため、会津の伝統文化を次世代に継承するためにも普及啓発に努め、良質材の安定供給を図るものとする。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
別表3のとおり
- (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法については、聞き取りや巡視などにより実施状況を確認し、実施されていない場合は、必要に応じて森林所有者等に対し助言・指導等を行い、鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や保安林等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うなど、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見のため、地元行政区や森林組合、森林所有者等からの情報の収集に努め、地域で一体となった被害監視を行い、また被害対策に関しても森林組合や森林所有者のみならず、地元行政区や行政が一体となって推進するものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関しては、喜多方市火入れに関する条例（平成18年条例第184号）及び喜多方市火入れに関する条例施行規則（平成18年規則第99号）に基づき、火入れの許可を受けて実施するものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害による被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分（松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
喜多方		5林班106, 118, 123, 182, 184 小班 6林班360, 490, 502, 509小班 8林班105, 123, 127, 129, 132 ～135, 138～141, 230, 231, 23 3, 237, 239, 243小班 13林班1, 2, 7, 12, 15, 17, 20～ 22, 25, 34～36, 38, 39, 41, 44, 45, 48, 49, 58, 69, 122, 124, 1 36, 139, 143, 149小班 14林班6, 21, 53, 59, 65小班	
熱塩加納		39 林班 249, 251, 255, 26	

		4, 266, 270, 273, 274, 275, 276, 284, 287, 291, 293, 299, 316, 324, 326, 小班	
山都		24 林班 148, 150 小班 30 林班 23 小班 41 林班 12, 16 小班 71 林班 23 小班 75 林班 11, 12, 187, 308 小班 76 林班 95 小班 77 林班 6, 19, 25, 236, 288 小班 83 林班 127 小班	

(2) その他

1 から 4 までのほか、森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
該当なし		

- 4 その他必要な事項
特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
喜多方①	喜多方地区 1～19 林班	1,211.54
喜多方②	喜多方地区 20～57 林班	3,211.74
喜多方・塩川③	喜多方地区 58～62, 塩川地区 1～8 林班	1,406.96
熱塩加納①	熱塩加納地区 1～24 林班	2,740.82
熱塩加納②	熱塩加納地区 25～61, 64 林班	3,638.80
熱塩加納③	熱塩加納地区 62, 63, 65～89 林班	2,942.27
山都①	山都地区 1～24 林班	1,711.75
山都②	山都地区 25～55 林班	2,571.07
山都③	山都地区 56～84 林班	1,999.39
高郷①	高郷地区 1～32 林班	1,545.64
高郷②	高郷地区 33～51 林班	1,055.13

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

スギ、アカマツなどの人工林については、木材価格の低下を考慮し、短伐

期を繰り返す施業ではなく、収入間伐を繰り返す長伐期施業の実施を推進。

また、本市が有する豊かな資源の活用を図るため、市内に豊富に存するコナラ等の広葉樹林についても施業対象とし、シイタケ原木等の生産や良質材生産を図る広葉樹林施業を確立し、林業の振興による地域活性化を図ることが必要である。

木材産業分野においては、森林整備によって搬出される間伐材を地域で利用する取組が必要であり、付加価値の高い建築や家具用材からパルプ、燃料用チップまで地域内で有効利用を図れる体制づくりが重要である。特に山元からエンドユーザーに最短の流通経路で製品が届く仕組みを地域内で構築し、流通時のコストダウンを図ることにより、持続可能な森林経営を推進する。

また、本市は、会津地域でも有数の木質チップ生産量を誇るため、木質ボイラーの導入など、地域内での需要拡大を推進し、森林整備から木材利用、木質バイオマスの利活用という循環型社会の形成を推進することが重要である。

さらに、これ以外の里山など森林資源を有効活用するため、生漆や桐、キノコなどの特用林産物の利活用と里山をはじめとした森林を活用したレクリエーションを推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
野鳥が来る緑の森	南原	2.1ha	南原	2.1ha	1
森林スポーツ公園	三津合	森林公園52ha 総合案内施設1棟 キャンプ場1ha 林間遊歩道2,384m 丸太遊具施設10ポイント 栗園0.5ha 東屋1棟 運動場4.12ha	三津合	森林公園60ha 総合案内施設1棟 キャンプ場2ha 林間遊歩道3,000m 丸太遊具施設10ポイント 栗園0.5ha 東屋2棟 運動場4.12ha バンガロー10棟	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

小中学校における森林環境教育の実施、植樹祭及び育樹祭の開催、みど

りの学校による体験活動などを通して、地域住民及び都市部に生活する住民の森林づくり活動への参加を促し、森林整備に対する理解と関心を深めることとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市には、日中ダムや農業用ため池等が数多く存在することから、その上流部と下流部が連携した森林整備の取組について働きかけるとともに、森林は水源の涵養や地球温暖化防止に資することから、本市の下流域の都市部と連携した取組を推進する。

(3) その他

法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策については、本市の森林所有者は小規模経営であることから、地域での合意形成による施業実施協定の締結の推進を図り、共同作業など分散する森林の効率的な経営を図るものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

喜多方地区

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14林班 24, 34, 50, 60, 62, 64, 74, 154, 160, 169, 174, 182 小班 15林班 7, 8, 12 小班 23林班 406, 468, 475, 477, 479, 481, 482, 487, 520, 571, 573, 575, 577, 579, 581 小班 32林班 1～27, 33-5～33-10 小班 33林班 2～4, 6, 9, 13 小班 35林班 3～5, 27～30, 34～38, 41-1, 41-2 小班 42林班 2～5, 7～20, 22 小班 46林班 321 小班 62林班 6, 7-0, 12～17, 35, 36, 48～51 小班	251.23
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	14林班 24, 34, 50, 60, 62, 64, 74, 154, 160, 169, 174, 182 小班 15林班 7, 8, 12 小班 23林班 406, 468, 475, 477, 479, 481, 482, 487, 520, 571, 573, 575, 577, 579	81.91

	, 581 小班 46 林班 321-1 小班 62 林班 6, 7-0, 12~17, 35, 36, 48~51 小班	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	20 林班 3~28, 31, 32, 122~128, 131, 133, 135~180, 185~188, 202 小班 62 林班 23~33, 37~43 小班	65.23
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6, 7, 8, 53, 56, 60, 61, 62 林班	1, 129.26
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

喜多方地区

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		32林班 1～27, 33-5～33-10小班 33林班 2～4, 6, 9, 13小班 35林班 3～5, 27～30, 34～38, 41-1, 41-2小班 42林班 2～5, 7～20, 22小班	167.09
長伐期施業を推進すべき森林		14林班 24, 34, 50, 60, 62, 64, 74, 154, 160, 169, 174, 182小班 15林班 7, 8, 12小班 23林班 406, 468, 475, 477, 479, 481, 482, 487, 520, 571, 573, 575, 577, 579, 581小班 46林班 321-1小班 62林班 6, 7-0, 12～17, 35, 36, 48～51小班	81.91
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	20林班 3～28, 31, 32, 122～128, 131, 133, 135～180, 185～188, 202小班	27.50
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	62林班 23～33, 37～43小班	37.73
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

熱塩加納地区

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	23, 24, 28, 30, 32, 65～82林班 13林班99小班 14林班57, 58, 303小班 21林班121, 123, 124, 151, 152, 162, 165, 184, 185小班 22林班2, 6, 10, 12, 16～18, 39, 42, 4 4～50, 52小班 33林班38～41, 54～56小班 35林班13～16, 19, 24, 49, 50小班 36林班224, 225, 228, 230, 234～239 , 250～252小班 37林班2, 4～7, 117, 119, 131, 143, 144小班 58林班1小班 59林班14～23, 29, 32小班 60林班26小班 64林班20, 21, 30～32, 34, 35, 42小 班 83林班14～19, 21～31, 67, 74, 76小 班 85林班94～97, 99小班 87林班350, 434～436, 440小班	2843.94
土地に関する災害の防止 及び土壌の保全の機能の 維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林	49林班 13林班99小班 14林班57, 58, 303小班 21林班121, 123, 124, 151, 152, 162, 165, 184, 185小班 22林班2, 6, 10, 12, 39, 44～50, 52小 班 24林班13, 19～34, 43～45小班 33林班38～41, 54～56小班 35林班13～16, 19, 24, 49, 50小班 36林班224, 225, 228, 230, 234～239 , 250～252小班 37林班2, 4～7, 117, 119, 131, 143, 144小班 58林班1小班 59林班14～23, 29, 32小班 60林班26小班 74林班1～12, 15, 19小班 83林班14～19, 21～31, 67, 74, 76小 班 85林班94～97, 99小班 87林班350, 434～436, 440小班	413.15

快適な環境の形成の機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19林班182～192小班 34林班58～67小班 43林班9～35小班 85林班108～116小班 86林班53～63, 229, 232小班	86.68
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3, 4, 6, 7, 14, 15林班	653.12
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

熱塩加納地区

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		23, 24, 28, 30, 32, 65～82林班 22林班16～18, 42小班 64林班20, 21, 30～32, 34, 35, 42小班	2663.95
長伐期施業を推進すべき森林		49林班 13林班99小班 14林班57, 58, 303小班 21林班121, 123, 124, 151, 152, 162, 165, 184, 185小班 22林班2, 6, 10, 12, 39, 44～50, 52小 班 24林班13, 19～34, 43～45小班 33林班38～41, 54～56小班 35林班13～16, 19, 24, 49, 50小班 36林班224, 225, 228, 230, 234～239, 250～252小班 37林班2, 4～7, 117, 119, 131, 143, 144小班 58林班1小班 59林班14～23, 29, 32小班 60林班26小班 74林班1～12, 15, 19小班 83林班14～19, 21～31, 67, 74, 76小班 85林班94～97, 99小班 87林班350, 434～436, 440小班	413.15
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推進す べき森林（択伐によ るものを除く）	19林班182～192小班 34林班58～67小班 43林班9～35小班 85林班108～116小班 86林班53～63, 229, 232小班	86.68
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		該当なし	

塩川地区

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3林班	108.28
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2, 8林班	350.30
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし		
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし		
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	3林班	108.28
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		

山都地区

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	12, 13, 51林班 3林班 23小班 7林班 15, 16, 18, 22, 23小班 8林班 9～20, 22, 24, 73, 126, 136小班 9林班 98. 99小班 10林班 17. 18. 20. 89. 91. 93. 95. 99. 103. 107, 109, 110, 119, 130, 141, 143小班 11林班 46～49, 314～323, 340, 343～350小班 15林班 6, 7, 10小班 16林班 100, 104, 108～117, 120, 125, 133, 141, 159, 160, 162, 163小班 17林班 37, 38, 41, 179, 321～325小班 18林班 85, 86小班 19林班 1～6小班 20林班 32小班 21林班 10～14小班 28林班 99, 100, 102, 110～112, 114～116, 118, 120, 122小班 31林班 52, 55, 141小班 33林班 76, 162小班 34林班 4～8, 10～11, 13～15, 40小班 36林班 15, 17, 19～21, 23, 24, 28, 30～33小班 37林班 76～79, 214, 215, 小班 39林班 47, 91, 103, 131小班 40林班 170～172, 179小班 41林班 42, 43, 45, 46, 48～52, 54, 59, 60, 62～64, 66, 68, 69, 71, 75～77, 79, 80, 82～84, 86～89, 98小班 42林班 17, 18, 223, 235小班 43林班 19～21, 39, 43, 45～47, 58, 60～62, 64～66小班 44林班 2, 4小班 46林班 2, 18小班 47林班 2～11小班 48林班 283, 284小班 53林班 6～13小班 68林班 6, 7, 28, 29, 31小班 69林班 1～7, 14, 33, 35, 40～44, 47～50, 52～55, 57～60, 64, 67, 79, 80, 82, 84, 114, 116, 121～124, 126, 139, 140, 149～154小班 76林班 98, 111, 112, 114, 115, 134, 136, 139小班	868.53

	77林班 123, 128, 246, 252, 282～285, 291, 299, 307～309, 341小班 78林班 123小班 81林班 161, 228～230, 254～255, 257, 311～316, 330～332, 334～340, 347, 351, 352, 355～358小班 82林班 235, 237, 239, 243, 244, 247, 248, 250, 252～254, 256～258, 275～279小班 84林班 246, 248, 252, 255小班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51, 71林班 3林班 23小班 7林班 15, 16, 18, 22, 23小班 8林班 9～20, 22, 24, 73, 126, 136小班 9林班 98, 99小班 10林班 17, 18, 20, 89, 91, 93, 95, 99, 103, 107, 109, 110, 119, 130, 141, 143小班 11林班 46～49, 314～323, 340, 343～350小班 15林班 6, 7, 10小班 16林班 100, 104, 108～117, 120, 125, 133, 141, 159, 160, 162, 163小班 17林班 37, 38, 41, 179, 321～325小班 18林班 85, 86小班 19林班 1～6小班 20林班 32小班 21林班 10～14小班 28林班 99, 100, 102, 110～112, 114～116, 118, 120, 122小班 31林班 52, 55, 141小班 33林班 76, 162小班 34林班 4～8, 10, 11, 13～15, 40小班 36林班 15, 17, 19～21, 23, 24, 28, 30～33小班 37林班 76～79, 214, 215, 小班 39林班 47, 91, 103, 131小班 40林班 170～172, 179小班 41林班 42, 43, 45, 46, 48～52, 54, 59, 60, 62～64, 66, 68, 69, 71, 75～77, 79, 80, 82～84, 86～89, 98小班 42林班 17, 18, 223, 235小班 43林班 19～21, 39, 43, 45～47, 58, 60～62, 64～66小班 44林班 2, 4小班 46林班 2, 18小班 47林班 2～11小班 48林班 283, 284小班 53林班 6～13小班	764.96

	68林班 6, 7, 28, 29, 31小班 69林班 1～7, 14, 33, 35, 40～44, 47～50, 52～55, 57～60, 64, 67, 79, 80, 82, 84, 114, 116, 121～124, 126, 139, 140 , 149～154小班 76林班 98, 111, 112, 114, 115, 134, 136, 139 小班 77林班 123, 128小班 78林班 123小班 81林班 161, 228～230, 254, 255, 257, 311～ 316, 330～332, 334～340, 347, 351～352 355～358小班 82林班 235, 237, 239, 243, 244, 247, 248, 250 , 252～254, 256～258, 275～279小班 84林班 246, 248, 252, 255小班	
快適な環境の形成の 機能の維持増進を図 るための森林施業を 推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進 を図るための森林施 業を推進すべき森林	4, 54, 55林班 56林班 1～79, 134, 274, 275, 281～284, 286 ～289小班	231.39
その他公益的機能の 維持増進を図るため の森林施業を推進す べき森林	該当なし	
木材の生産機能の維 持増進を図るための 森林施業を推進すべ き森林	65, 67林班	139.84
木材の生産機能 の維持増進を図 るための森林施 業を推進すべき 森林のうち、特に 効率的な森林施 業が可能な森林	該当なし	

山都地区

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	12, 13林班	147.54
長伐期施業を推進すべき森林	51, 71林班 3林班 23小班 7林班 15, 16, 18, 22, 23小班 8林班 9～20, 22, 24, 73, 126, 136小班 9林班 98, 99小班 10林班 17, 18, 20, 89, 91, 93, 95, 99, 103, 107, 109, 110, 119, 130, 141, 143小班 11林班 46～49, 314～323, 340, 343～350小班 15林班 6, 7, 10小班 16林班 100, 104, 108～117, 120, 125, 133, 141, 159, 160, 162, 163小班 17林班 37, 38, 41, 179, 321～325小班 18林班 85, 86小班 19林班 1～6小班 20林班 32小班 21林班 10～14小班 28林班 99, 100, 102, 110～112, 114～116, 118, 120, 122小班 31林班 52, 55, 141小班 33林班 76, 162小班 34林班 4～8, 10, 11, 13～15, 40小班 36林班 15, 17, 19～21, 23, 24, 28, 30～33小班 37林班 76～79, 214, 215, 小班 39林班 47, 91, 103, 131小班 40林班 170～172, 179小班 41林班 42, 43, 45, 46, 48～52, 54, 59, 60, 62～64, 66, 68, 69, 71, 75～77, 79, 80, 82～84, 86～89, 98小班 42林班 17, 18, 223, 235小班 43林班 19～21, 39, 43, 45～47, 58, 60～62, 64～66小班 44林班 2, 4小班 46林班 2, 18小班 47林班 2～11小班 48林班 283, 284小班 53林班 6～13小班	765.54

		68林班 6, 7, 28, 29, 31 小班 69林班 1~7, 14, 33, 35, 40~44, 47~50, 52~55, 57~60, 64, 67, 79, 80, 82, 84, 114, 116, 121~1 24, 126, 139, 140, 149~154 小班 76林班 98, 111, 112, 114, 115, 134, 1 36, 139 小班 77林班 123, 128 小班 78林班 123 小班 81林班 161, 228~230, 254, 255, 257 , 311~316, 330~332, 334~340, 34 7, 351, 352, 355~358 小班 82林班 235, 237, 239, 243, 244, 247, 248, 250, 252~254, 256~258, 275 ~279 小班 84林班 246, 248, 252, 255 小班	
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推進す べき森林（択伐によ るものを除く）	4, 54, 55 林班 56林班 1~79, 134, 274, 275, 281~2 84, 286~289 小班	231.39
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		該当なし	

高郷地区

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
<p>水源の涵養の機能の維持増進 を^{かん}図るための森林施業を推進 すべき森林</p>	<p>1林班 22, 26～28小班 3林班 4, 5, 23～32小班 4林班 8, 20, 52～73, 103, 105, 108, 111 小班 5林班 12, 13, 23, 25, 26, 28, 29, 31, 33, 68～71小班 7林班 60, 62, 184～187, 213, 221, 224, 225, 247, 248小班 9林班 26, 151, 153, 154小班 12林班 11小班 14林班 30, 33, 35, 36, 39, 60, 63, 78, 79 , 88, 90, 92～94, 98, 100～102, 104, 106小班 17林班 28小班 20林班 4～10, 12, 14, 17～23, 26小班 21林班 89, 93, 181, 184, 186, 189, 195 小班 23林班 4, 22, 24, 31～34小班 24林班 2, 16, 18, 19, 38小班 25林班 91小班 26林班 7, 8, 9-4, 9-5, 9-6, 10, 12, 18, 2 0, 22, 24, 26, 32, 36～40, 48～58小班 27林班 27, 33～35, 96, 105小班 28林班 16, 34, 35, 44, 56, 57, 62～69, 73, 98, 100, 108, 109, 111小班 33林班 348～352, 355, 356小班 35林班 26～29小班 37林班 1～5, 22～31小班</p>	<p>223.66</p>
<p>土地に関する災害の防止及び 土壌の保全の機能の維持増進 を^{かん}図るための森林施業を推進 すべき森林</p>	<p>22, 23, 30, 37, 38林班 1林班 22, 26～28小班 3林班 4, 5, 23～32小班 4林班 8, 20, 52～73, 103, 105, 108, 111 小班 5林班 12, 13, 23, 25, 26, 28, 29, 31, 33, 68～71小班 7林班 60, 62, 184～187, 213, 221, 224, 225, 247, 248小班 9林班 26, 151, 153, 154小班 12林班 11小班 14林班 30, 33, 35, 36, 39, 60, 63, 78, 79 , 88, 90, 92～94, 98, 100～102, 104, 106小班 17林班 28小班</p>	<p>398.44</p>

	<p>20林班 4～10, 12, 14, 17～23, 26小班 21林班 89, 93, 181, 184, 186, 189, 195 小班 24林班 2, 16, 18, 19, 38小班 25林班 91小班 26林班 7, 8, 9-4, 9-5, 9-6, 10, 12, 18, 20, 22, 24, 26, 32, 36～40, 48～58小班 27林班 27, 33～35, 96, 105小班 28林班 16, 34, 35, 44, 56, 57, 62～69, 73, 98, 100, 108, 109, 111小班 33林班 348～352, 355, 356小班 35林班 26～29小班</p>	
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	該当なし	
<p>保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	該当なし	
<p>その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	該当なし	
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	該当なし	
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林</p>	該当なし	

高郷地区

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		22, 23, 30, 37, 38林班 1林班 22, 26～28小班 3林班 4, 5, 23～32小班 4林班 8, 20, 52～73, 103, 105, 108, 111 小班 5林班 12, 13, 23, 25, 26, 28, 29, 31, 33, 68～71小班 7林班 60, 62, 184～187, 213, 221, 224, 225, 247, 248小班 9林班 26, 151, 153, 154小班 12林班 11小班 14林班 30, 33, 35, 36, 39, 60, 63, 78, 79, 88, 90, 92～94, 98, 100～102, 104, 106小班 17林班 28小班 20林班 4～10, 12, 14, 17～23, 26小班 21林班 89, 93, 181, 184, 186, 189, 195 小班 24林班 2, 16, 18, 19, 38小班 25林班 91小班 26林班 7, 8, 9-4, 9-5, 9-6, 10, 12, 18, 20, 22, 24, 26, 32, 36～40, 48～58小班 27林班 27, 33～35, 96, 105小班 28林班 16, 34, 35, 44, 56, 57, 62～69, 73, 98, 100, 108, 109, 111小班 33林班 348～352, 355, 356小班 35林班 26～29小班	398.44
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表3】鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし		

【別表4】保全すべき森林の区域

松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
喜多方	10 林班 185, 193, 281, 286～288, 291～297, 299～305, 315, 323, 324, 326, 333, 344 小班	5 林班 3, 8, 14, 15, 19, 23, 25, 26, 28, 29, 31～33, 36, 46, 51～53, 55～58, 61, 63, 75～78, 89, 99, 109, 116, 117, 121, 126, 128, 129, 131, 133, 136, 137, 141, 142, 147, 148, 151, 153, 157, 175, 177, 195, 205, 228, 231, 235 小班 10 林班 183, 194～196, 198, 200, 206～208, 210, 211, 214～216, 218, 219, 222, 223, 229, 230, 234～244, 246～250, 253～258, 261～270, 272～274, 358, 366, 369, 370, 378, 388, 390, 395～399, 402～405, 408～413, 416～429, 431, 432, 435～441, 443, 444, 447, 448, 452, 456, 458, 462, 464～469, 475～477, 481, 485～492, 497, 500, 502～505, 509, 511, 513～516, 518, 520, 521, 524, 526～529, 533 20 林班 122～124, 136, 138, 139, 141, 143～145, 147～157, 161, 163 小班 52 林班 6, 12, 15～18, 21, 32, 36～39, 41, 44, 46, 49, 51, 52, 60, 65, 68, 77, 79, 81, 83, 86, 90, 93, 95, 96, 100, 101, 103, 106, 107, 109, 115, 117, 120, 123, 125, 137, 138, 140, 141, 143, 147, 148, 151, 153, 154, 156, 158, 159, 162, 164～166, 169～171, 175, 177～181, 183, 190～196, 198, 221, 222, 224, 237, 259, 264～267, 287, 288, 418, 437, 439, 445～447, 450～457, 460, 464, 465, 470, 472, 476, 478, 479, 483～486, 489, 491, 496～499, 507, 508, 510, 512, 514, 519, 520, 523, 526～529 小班	
熱塩加納		15 林班 210～224 小班 17 林班 297, 298, 301, 320, 322, 325, 352 小班 18 林班 141 小班	

		19 林班 4~6, 9, 66~72, 79~82, 84~88, 98, 120, 122, 124, 126, 133, 134 小班 39 林班 135, 157, 160, 199, 201, 204, 216, 218, 224, 226, 230, 235, 243 小班	
山都		4 林班 1, 3, 4, 21~24 小班 6 林班 7, 9, 12, 18, 26, 28~36, 42, 46~55, 57, 58, 64, 68, 76, 84, 133 小班	